

＝介護報酬のマイナス改定は「介護崩壊」を招くのか＝

本日で、ヒューマンケア通信開始後 5 年目に入りました。5 年目の最初のテーマは介護報酬改定です。現在、平成 27 年度実施予定の介護報酬改定について議論は真っ盛りですが、先月 15 日に、介護事業の事業者団体の一つである全国老人福祉施設協議会が記者発表をしました。その趣旨である「介護報酬のマイナス改定は介護崩壊を招く」について、今回、検証します。

<全国老人福祉施設協議会の意見表明(概要)>

財務省から、2015 年度介護報酬を 6%のマイナス改定とする(処遇改善分を除く)との提案が公表されたことを受け、危機感を覚えたか・事業者団体の一つである全国老人福祉施設協議会(老施協)は 2015 年度介護報酬改定について 15 日に記者会見(配布資料は <http://www.roushikyo.or.jp/contents/pr/proposal/detail/34> を参照)を行いました。

<意見の概要>

○2015 年度介護報酬改定について、少なくとも現状水準の維持を強く求める。

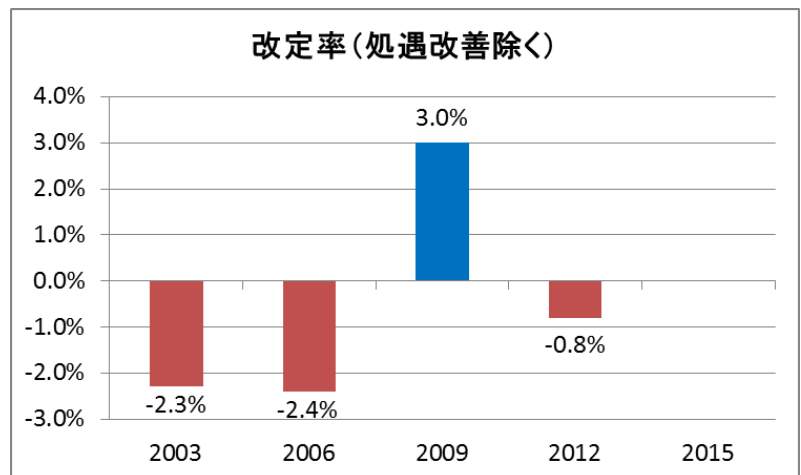
- ①介護報酬マイナス改定による経営圧迫は、介護事業者のみならず、サービス低下による地域の介護力低下、要介護世帯の介護難民化を招き、さらには介護従事者の生活不安に至る「介護崩壊」をもたらすおそれがある。
- ②介護事業所は地域に根付いた雇用を支えている成長産業として重視し、地方創生の観点からも、介護職員の処遇改善は介護報酬において絶対に確保すべきである。
- ③「内部留保」を理由にした介護報酬引下げ論議は、されるべきではない。

2000 年度に介護保険制度が創設されて以降、2015 年度の介護報酬改定は 5 回目となります。

過去 4 回の介護報酬改定の歴史をみると、右図のように、3 回はマイナス改定でした。

ただし、2012 年度では、通常^①の-0.8%の報酬改定以外に、職員の処遇改善とし 2%相当の仕組みが報酬の中に設けられましたので、報酬総額では 1.2%の増となっています。

こうした経過を踏まえての 5 回目の報酬改定ですが、平成 27 年度予算編成での改定率決定に向けて財政当局と事業者団体の間で意見の対立が明確になっているのが現状です。



<理解できる全国老人福祉施設協議会の主張>

1 経営データの精度

老施協は、まず厚労省が実施した「平成 26 年介護事業経営実態調査」の精度が低いという点を問題にしています。詳しくは老施協の記者会見資料を見ていただければと思いますが、記者会見資料において引用する厚生労働省データ、老施協データの比較では、介護老人福祉施設に関して、厚生労働省データは、人件費比率等で 6%程度低く、収支差率(利益率)で 3%程度高いとしています。

この背景には、いずれも全数調査ではなく、かつ厚生労働省のデータは 12 か月分ではなく単月分のデータにとどまることにあると思われ、いずれもデータ精度としては一定の限界があることは間違いのないでしょう。

過去のレポートでも触れていますが、今後の報酬水準を議論する前提として、経営データは原則全数で年度決算としてないと、いつまでも同じような正否がはっきりしない「応酬」が繰り返されることとなります。国民から強制徴収された保険料・税金を原資に行われるのですから、その用途・結果の全貌を、費用を負担する者に明確にする責任があると考えるのが当然だと思います。次回以降の改善を期待するものです。

2 「内部留保」を理由にした介護報酬引下げ論議

いわゆる内部留保は、過去の経営結果の累計であり、普通に黒字を出し、かつ歴史が古い事業体では、数値上、内部留保は大きくなります。単純に、これに着目して、いわば「貯金があるから報酬を下げて大丈夫」というのは、少々、荒っぽい論理であることは間違いないと思います。また、過去の報酬が高すぎて、内部留保が膨らんだのだから、今回、この過去の失敗を清算するというもの無理筋でしょう。

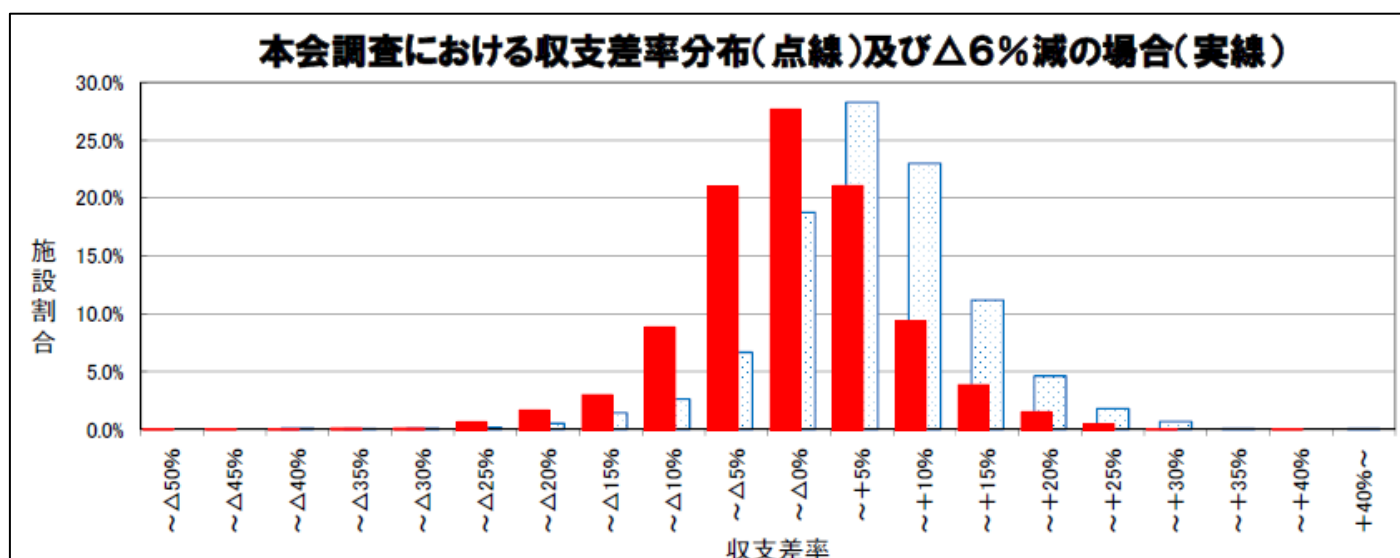
特に、民間金融機関は、融資判断の基準として、毎年度の収支もみるのですから、内部留保があるから大幅な報酬カットとするのは、民間金融にも混乱をもたらす可能性も考えられます。

しかし、内部留保が課題になっている事業体があることも間違いありませんので、短期的には内部留保額を踏まえた施設整備補助の傾斜配分、中期的には社会福祉法人課税等による過剰利益の解消などの対応が必要と考えます。

<理解できない全国老人福祉施設協議会の主張>

1 介護福祉施設サービス分を△6%とした場合、5割を超す施設が赤字経営となる。

老施協の経営データに基づき、仮に財政当局の言うとおりのマイナス改定をすると、半数以上が赤字経営になると、記者発表資料で下記のグラフを示しています。



しかし、よく見ると、6%を引く前の白色のグラフでも、赤字の事業体は3割もあります。

気になるのは、この3割の赤字事業体は、どのような経営をしているかです。こうした経営状況が続くのであれば、当然、事業継続はできませんので、何らかの理由があるはずで。

一時的な赤字である場合の外は、介護報酬以外に何らかの収入があると考えるのが普通です。最も可能性が高いのは、自治体立の事業体で繰り入れがなされていることです。民間でも、裕福な自治体から補助金が出ている場合も考えられます。これら3割の赤字事業体の詳細を知りたいところであり、そこを抜きに、赤字だから大変というのは短絡的と考えざるを得ません。

ちなみに、こうした介護報酬以外の収入がある事業体は、人件費が著しく高い、物品購入や建設投資等の価格水準が著しく高い等の内部問題を抱えることが一般的であり、こうした問題を解決することが先ではないかと思えます。

逆に、白色のグラフは、現時点で10%以上の高い収支差率(利益率)の事業体は4割を超えることも示していますが、こうした事業体間の経営結果の違いは、何に起因しているのかも知りたいところです。

記者会見資料では、次の5点が理由ではないかと想定していますが、裏を返せば、こうしたことを改善できれば、どの事業体も10%以上の収支差率(利益率)を出せる可能性を示していると考えられます。

- ① チームケアによる効率的なサービス提供体制の確立
- ② 物品購入等における仕入れコストダウン等の影響
- ③ 重度化に伴う報酬単価平均の増加(重度者の積極的な受入れ)
- ④ 入院による施設稼働率の低下
- ⑤ 介護サービスの充実と重度化に対応するための人材確保困難による人件費率の変動等の影響

なお、①～⑤に記載されているような事項は、介護施設の経営改善でコンサルが通常行う業務ばかりです。

例えば、人事教育制度の整備などで重度化対応は改善しますし、転倒・疾病等の予防対策で入院率は低下させることは可能であり、仮に入院があったとしてもショートステイの活用などで稼働率を確保することは可能です。物品購入等では、契約条件の見直しで1事業体数千万単位の改善をすることもあります。

老施協は、公益社団法人という税制上の恩典を受ける主体なので、報酬改善の主張ばかりでなく、経営効率の高い事業体における①～⑤の取り組みを調査・公表し、それが全事業体に普及するように取り組んで欲しいとも思います。現に、事業管理的な努力が不十分なものが多数あるのは事実であり、その不十分さを維持するための報酬改定では、残念ながら、負担者の支持は得られないと考えるからです。

2 マイナス改定による経営圧迫は、サービス低下をもたらす

この論理は、これまでも医療介護業界で使われてきたものであり、今回、老施協の記者会見があったことを私が知る機会となったTV報道でも、同じようなことを伝えていました。しかし、「価格水準が下がるとサービスが低下する」との主張は、広く産業全体を見ても、この業界特有の意見であり、私個人は、事業経営者の質を示すものと懸念しています。「サービスの水準を維持するのは事業者として当然であるが、価格水準が急激に低下すると事業継続が難しい」と主張されるのであれば、まだ、わかります。

もし、航空業界で、「競争のため航空運賃が下がったので事故の確率が上がってもやむを得ない」との発言があれば、どのようになるのでしょうか？ 発言者は報道各社に叩かれ、例の画面の前で頭を下げるとなることでしょう。価格問題は事業継続可否の問題であり、サービス水準に直結するものではないというのが「常識」だからです。

こうした発言をする経営者は失格・・・というのが誰しも共通の意見と思いますが、なぜか、今回の報道でも、団体の主張をそのまま伝えるだけでした。その意味では、報道側も、当該業界の経営者を「甘やかしている」一員と感じます。

特に、今回は、財政当局も、「職員の処遇改善を除きマイナス改定」と、ある意味、人件費を増大させることを是認しており、マイナス改定⇒職員給与低下⇒人的資源の低下⇒サービス低下という負の連鎖の可能性も乏しく、経営者の経営管理能力が問われているだけのことです。どう考えても、「介護崩壊」という大きな言葉と繋がるものではありません。

もちろん、1法人1事業所のような小規模な法人では、できることに限界があるでしょう。しかし、いつまでも、こうした非効率な経営形態を存続できない時代環境になったことも間違いありません。地域単位で、良質なサービスを効率的に提供するという観点から、事業体の再編も避けられない課題であり、こうしたことを促すための報酬水準の引き下げも不可避なのだと思います。今の報酬で、これらが存続できている以上、今のままで再編が起きないことは確実なので、すから。

当然、報酬水準だけではなく、合併等の規制の見直し、共同事業の誘導策の提示など、パッケージの対策が必要なのかもしれませんが、こうした視点を政策側も持てれば、より現実的な変化が起きるのだと思います。

1か月も経てば、介護報酬の改定率が決まり、年明け後には新報酬が決まります。

今回の改定は、事業者側にとって最善の結果となっても、処遇改善分+ α %、通常改定分▲ α % ~ 合計±0%と思いますが、この結果は、事業者に対して、給与費水準以外の部分で α %の効率化を図り、それで生じる財源 α %分を給与費水準増に使えというだけのことです。

私自身は、老施協のデータで、10%以上の高い収支差率(利益率)を誇る4割を超える事業体は、こうした国の政策なしに、自主的に給与費水準を引き上げるべきと思いますが、そうでもしないと給与費水準が上がらないのは残念なことだと思います。

今回の改定を機に、事業者団体には、当然期待される経営改善活動を広げ、税・保険料で事業をする者の責務を果たす第1歩となることを期待するとともに、政策担当者には、今回の改定が地域の事業再編に繋がる第1歩となることを期待するものです。

いずれにしても実質マイナス改定は必須の状況・・・介護事業の経営者及び地域全体の経営能力が問われることは間違いありません。